令和７年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における精算業務委託仕様書

１　委託業務名
令和７年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における精算業務

２　期間
契約締結日から令和８年３月 10 日まで

３　目的
令和７年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における精算業務を委託することにより、正確かつ迅速にスポーツ庁に報告することができる。

４　委託業務内容
委託業務の内容は次のとおりとする。

（１）各市町村の実証事業の進捗管理及び会計処理等の指導・助言に係る支援
スポーツ庁へ提出した令和７年度の事業計画書の確認
スポーツ庁実証事業業務委託契約に基づく経理的な処理に関する指導・助言のために、必要に応じて市町村へ聞き取り調査を実施すること。

（２）市町村の会計処理の適性を担保するための指導・助言
各市町村から再委託を受けたクラブ等の会計処理を含め、市町村から相談を受けた場合には、スポーツ庁委託要項及び事務処理要領に基づく適正な処理について指導助言を行うこと。
スポーツ庁からの県あて事務連絡等を（委託階層等混乱が生じないよう）市町村向けに修正し、メールで送付すること。

（３）市町村の実施計画に基づく進捗管理及び円滑な決算処理に向けた中間検査
10～11 月頃に執行率等を把握し、事業計画変更・変更契約の要否を確認し、年度後半の精算事務負担を軽減するため、スポーツ庁実証事業業務委託による決算報告書（中間検査時点）・支出証憑等の提出を全市町村に求め、確認作業を行うこと。
不足書類があれば追加の作成・提出を指示し、不適切な会計処理があれば、必要に応じ県と協議のうえ指導助言を行うこと。

（４）中間検査を踏まえた事業計画変更、契約変更の指導・助言に係る支援
計画変更及び契約変更の要否を判断し、可能な範囲で計画内容の指導助言も行いながら、計画変更及び契約変更の事務処理について市町村に対し指導助言を行うこと。
必要に応じ、市町村とその再委託先（クラブ等）との委託契約についても指導助言を行うこと。
再委託承認申請等、スポーツ庁が求める手続に係る指導助言を含む。

（５）県と市町村の委託契約に基づく委託額確定のための精算事務の支援
市町村が契約に基づき県に提出する精算書類（決算報告書・支出証憑）の確認を行うこと。
不足書類提示・回収・整理を行い県がスポーツ庁へそのまま提出できる状態にすること。

（６）精算業務に当たっての市町村説明会の開催
市町村担当者がスムーズに精算業務ができるよう説明会の開催をすること。

５　事故報告
本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合若しくは生じる恐れがある場合は、速やかに県に報告し、必要な指示を得ること。

６　書類等の整備

（１）受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存する。

（２）受託者は、県が求める場合にあっては、業務に関する会計帳簿等の写しを県に提出することが求められる。

7　業務の引継

受託者は、契約期間が終了するまでに後任の受託者が契約始期から円滑に業務を遂行できるようにする。

8　その他業務実施に当たっての留意事項

（1）事業完了時は経費決算書を提出すること。その際、一般管理費は次の①から③までを比較し、最も低率のもの以下で設定すること。 ①委託先が受託規定に定めている一般管理費率 ②委託先の直近の決算により算定した一般管理費率 ③１０％　一般管理費を計上する場合は受託規定等、①及び②の一般管理費率の根拠がわかる資料を併せて提出すること。

（2）スポーツ庁の令和７年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業実施・精算の手引きをもとに業務を行うこと。

（3）本業務の実施に当たっては、県と綿密に協議又は打合せを行うとともに、県の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、県の求めに応じて実施するものとし、場所については県の指示に従うこと。協議又は打合せの内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

（4）本業務の実施に際しては変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応し、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（5）受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更が必要な場合には、県と協議のうえ承認を得ること。

（6）業務に関連して県が資料作成を求める場合は、紙媒体及びデータで提出し、作成部数、データ形式等については県の指示に従うこと。

（7）県は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、または受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができ、委託業務の処理について受託者に意見を述べることができる。

（8）受託者は、個人情報の保護や各種法令遵守を徹底し、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

（9）本業務実施に伴う苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。

(10) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度県と協議してこれを定める。

(11) 受託者はスポーツ庁から指摘事項が届いた場合、本業務が完全に終了するまで県の指示に従い責任を持って対応すること。